平成２３年（フ）第５７７８号
東京都中野区松が丘２丁目12―８―303
債務者　藤井　　潔
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７９４号
東京都青梅市勝沼１丁目199　メゾン・ド・エスＤ―102
債務者　吉田　　厳
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７９８号
東京都港区白金６丁目21―８　東幸ビル１―302
債務者　對馬くみ子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８４６号
東京都葛飾区東新小岩５丁目16―17―606
債務者　黒岩　悟志
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８６３号
埼玉県秩父市久那2068―８
債務者　山田　弘美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９１０号
埼玉県川越市大字木野目254―９
債務者　阿部　匡雄
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９号
北海道帯広市西３条南20丁目８番地２　サニーハイツＣ号室
債務者　佐原美笑子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
青森県つがる市木造浦船135番地８　浦船団地６－６号
債務者　高橋　昭二
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
東京都東大和市清水５丁目1010番地の３ピア東大和201号
債務者　宮川　幸輝
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７８号
静岡市葵区瀬名１丁目21番６―603号
債務者　山本　友幸
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８２号
静岡市清水区江尻東１丁目１番20号　フジパレス江尻東303
債務者　中川　千昭
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３６号
東京都江東区辰巳１丁目10番85―304号
債務者　川上　和美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４４６号
東京都立川市富士見町６丁目11番510号
債務者　輪嶋　高司
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４８６号
東京都町田市木曽西１丁目２番29号アバンハイツ205
債務者　船越　浩江
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５１３号
東京都八王子市犬目町376番地11
債務者　澤田　英二
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部